

秋田県歯科医師国民健康保険組合規約

(令和6年4月)

秋田県歯科医師国民健康保険組合規約

昭和 48 年 4 月 1 日 制定

一部改正	昭和 50 年 4 月 1 日	一部改正	昭和 51 年 4 月 1 日	一部改正	昭和 52 年 4 月 1 日
〃	昭和 52 年 10 月 1 日	〃	昭和 53 年 4 月 1 日	〃	昭和 53 年 7 月 30 日
〃	昭和 53 年 8 月 1 日	〃	昭和 54 年 4 月 1 日	〃	昭和 55 年 4 月 1 日
〃	昭和 56 年 4 月 1 日	〃	昭和 57 年 4 月 1 日	〃	昭和 58 年 2 月 1 日
〃	昭和 58 年 4 月 1 日	〃	昭和 59 年 4 月 1 日	〃	昭和 59 年 4 月 26 日
〃	昭和 61 年 4 月 1 日	〃	昭和 61 年 9 月 1 日	〃	昭和 62 年 4 月 1 日
〃	昭和 63 年 4 月 1 日	〃	昭和 63 年 8 月 1 日	〃	平成 2 年 4 月 1 日
〃	平成 2 年 10 月 1 日	〃	平成 3 年 4 月 1 日	〃	平成 4 年 4 月 1 日
〃	平成 5 年 4 月 1 日	〃	平成 6 年 4 月 1 日	〃	平成 6 年 10 月 1 日
〃	平成 7 年 4 月 1 日	〃	平成 9 年 3 月 1 日	〃	平成 9 年 4 月 1 日
〃	平成 10 年 4 月 1 日	〃	平成 12 年 4 月 1 日	〃	平成 14 年 10 月 1 日
〃	平成 15 年 4 月 1 日	〃	平成 16 年 10 月 1 日	〃	平成 17 年 4 月 1 日
〃	平成 17 年 7 月 23 日	〃	平成 18 年 4 月 1 日	〃	平成 18 年 10 月 1 日
〃	平成 21 年 4 月 1 日	〃	平成 20 年 4 月 1 日	〃	平成 21 年 1 月 1 日
〃	平成 21 年 4 月 1 日	〃	平成 21 年 7 月 25 日	〃	平成 21 年 10 月 1 日
〃	平成 22 年 1 月 1 日	〃	平成 22 年 12 月 1 日	〃	平成 23 年 2 月 5 日
〃	平成 23 年 4 月 1 日	〃	平成 23 年 7 月 30 日	〃	平成 24 年 4 月 1 日
〃	平成 25 年 4 月 1 日	〃	平成 25 年 7 月 27 日	〃	平成 26 年 4 月 1 日
〃	平成 27 年 1 月 1 日	〃	平成 28 年 1 月 1 日	〃	平成 28 年 4 月 1 日
〃	平成 29 年 4 月 1 日	〃	平成 30 年 4 月 1 日	〃	平成 31 年 4 月 1 日
〃	令和 元年 7 月 20 日	〃	令和 2 年 4 月 1 日	〃	令和 2 年 4 月 18 日
〃	令和 3 年 8 月 26 日	〃	令和 4 年 1 月 1 日	〃	令和 4 年 4 月 1 日
〃	令和 4 年 7 月 30 日	〃	令和 5 年 4 月 1 日	〃	令和 6 年 1 月 1 日
〃	令和 6 年 4 月 1 日				

目 次

第 1 章	総 則	(第 1 条～第 5 条)
第 2 章	組 合 員	(第 6 条～第 9 条)
第 3 章	保 険 給 付	(第 10 条～第 13 条の 4)
第 4 章	保 健 事 業	(第 14 条～第 16 条)
第 5 章	保 險 料	(第 17 条～第 26 条の 3)
第 6 章	組 合 会	(第 27 条～第 39 条)
第 7 章	役 員 及 び 職 員	(第 40 条～第 51 条)
第 8 章	理 事 会	(第 52 条～第 55 条)
第 9 章	業務の執行及び会計	(第 56 条～第 62 条)
第 10 章	支 部	(第 63 条)
第 11 章	雑 則	(第 64 条)
第 12 章	罰 則	(第 65 条～第 69 条)

秋田県歯科医師国民健康保険組合同規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この組合は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)に基づき、この組合の組合員及び組合員の世帯に属する被保険者の国民健康保険を行うことを目的とする。

(名 称)

第2条 この組合は、秋田県歯科医師国民健康保険組合と称する。

(事務所の所在地)

第3条 この組合は、事務所を秋田県秋田市川尻町字大川反170番102に置く。

(地 区)

第4条 組合は、秋田県・岩手県花巻市・岩手県和賀郡西和賀町・東京都千代田区の区域をその地区とする。

(公告の方法)

第5条 この組合の公告は、秋田県歯科医師会発行の会報に掲載して行う。

第2章 組 合 員

(組合員の範囲)

第6条 組合員は、歯科医業又は歯科業務に従事する者で第4条の地区内に住所を有する者とし、次の各号の区分とする。

1. 第1種組合員は、一般社団法人秋田県歯科医師会会員である歯科医師、組合に雇用される者及び一般社団法人秋田県歯科医師会会員でない歯科医師であって、組合に加入しようとするときに、第7条第2項の受理日から2ヶ月を経過する日までに一般社団法人秋田県歯科医師会に加入する意思を示す者。
2. 第2種組合員は、第1種組合員及び第4種組合員である歯科医師に雇用される従業員(第1号及び第3号の歯科医師を除く。)
3. 第3種組合員は、第1種組合員及び第4種組合員である歯科医師に雇用される従業員のうち、一般社団法人秋田県歯科医師会会員でない歯科医師。
4. 第4種組合員は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)第50条に規定する被保険者で、第7条の3に定める届出をした者。ただし、高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者となる以前に、同条1号に掲げる組合員であった者に限る。

2 組合員が、歯科医業又は歯科業務に従事する者であることの判定基準は、別に定める。

(加入の申込)

第7条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第1項第8号又は同条第2項ただし書の規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。)並びに世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、個人番号、続柄、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を組合に申し込まなければならない。

2 前項の加入の申込みをした者は、理事長が加入の申込みを受理した日に組合員となる。

3 前項の受理は、第1項の申込みをした日から30日以内にしなければならない。

(変更の届出)

第7条の2 第7条第1項に掲げる事項に変更があったときは、組合員は、変更後の事項を記載した書面をもって、その旨を組合に届け出なければならない。

(後期高齢者医療の被保険者である組合員の届出)

第7条の3 高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者となった組合員が、引き続き組合員となる場合には、その旨を組合に届け出なければならない。

2 第4種組合員が、高齢者医療確保法第50条第2号に該当しなくなった場合には、その旨を組合に届け出なければならない

3 第4種組合員が、資格を喪失する場合には、その旨を組合に届け出なければならない。

(脱 退)

第8条 組合員は、組合を脱退するには、1ヵ月以上の予告期間を設けあらかじめ通知しなければならない。

(除 名)

第9条 次の各号の一に該当する組合員は、理事会の議決によって、除名することができる。

1. 正当な理由がないのに、保険料の納付期日後6ヵ月を経過したにもかかわらず、保険料を納付しないとき。
2. 法の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は加入の申込にあたって虚偽の事項を記載した申込書を提出したとき。

第3章 保 険 給 付

(一部負担金)

第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

1. 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合10分の3
2. 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合10分の2
3. 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く)10分の2
4. 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき10分の3

(出産育児一時金)

第11条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対して出産育児一時金として488,000円を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)、又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。

(葬 祭 費)

第12条 組合は、被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行なう者に対し葬祭費として次のとおり支給する。

第1種組合員	250,000円
第3種組合員	150,000円
その他の被保険者	100,000円

2 前項の規定にかかわらず、葬祭の給付は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公

務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(傷病手当金)

第13条 組合は、被保険者である組合員が、疾病又は負傷のため入院し保険診療を受け、業務に従事することができないときは、その日から起算して、傷病手当金として次のとおり支給する。ただし、その支給期間は3ヵ月(90日)を限度とする。

第1種組合員 入院1日 4,000円

第2種組合員 入院1日 2,500円

第3種組合員 入院1日 3,500円

2 傷病手当金3ヵ月の支給を受けて退院した組合員が、1年以内に同一の疾病又は負傷により再び入院した場合において、その再入院についての傷病手当金は支給しない。ただし、傷病手当金の支給が3ヵ月に満たず退院した組合員の再入院についての傷病手当金は、前支給期間を通算して、3ヵ月の範囲内で支給する。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第13条の2 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症という。以下同じ。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第13条の3 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第13条の4 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定によりこの組合が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

第4章 保 健 事 業

(保健事業)

第14条 組合は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者(以下この章において「被保険者等」という。)の健康の保持増進のため次に掲げる事業を行う。

1. 健康診査
2. 生活習慣病、その他の疾病予防
3. その他被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業

(死亡見舞金)

第14条の2 組合は、規約第6条第4号に定める組合員が死亡したときは当該組合員の世帯に属する遺族に対し、死亡見舞金として200,000円を支給する。

2 前項に掲げる遺族の範囲は、組合員の死亡の当時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

1. 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
 2. 子、父母、孫及び祖父母
 - 3 第1項に掲げる遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順序とする。
 - 4 死亡見舞金を受ける権利を有する者が2人以上ある場合の死亡見舞金の額は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。
- 第15条 前条に定めるもののほか、保健事業に必要な事項は、別に定める。
- 第16条 被保険者等でない者に第14条の保健事業を利用させる場合における利用料については、別に定める。

第5章 保 険 料

(保険料の賦課額)

第17条 組合員は、保険料として、次の各号により算定した合算額を、毎月組合に納入しなければならない。

第1種組合員

1. 組合員所得割

- (イ) 前年(1月から12月)診療分の社会保険診療報酬支払基金秋田支部及び秋田県国民健康保険団体連合会より審査決定された診療報酬平均月額(基本額)に1,000分の7を剰じた額とする。ただし月額34,000円を限度とし、下限は13,000円とする。
- (ロ) 第1種組合員及び第4種組合員は所得割算定の為に必要な、組合で指定した同意書を提出しなければならない。同意書を提出しない第1種組合員の所得割は、原則的に限度額とする。
- (ハ) 前々号の診療報酬のない歯科医師である組合員は、月額13,000円とする。ただし、同一事業所に他に所得割を賦課される第1種組合員がいない場合は、第1種組合員が所属する診療所等の診療報酬をもって所得割を賦課する。
- (ニ) 新規加入者の所得割額は、全組合員の基本額の平均額に1,000分の7を剰じた額とする。

- | | | |
|----------------|--------|---------|
| 2. 組合員平等割 | 1人 | 10,000円 |
| 3. 世帯員である被保険者割 | 1人 | 7,000円 |
| 4. 後期高齢者支援金賦課額 | 被保険者1人 | 4,600円 |

第2種組合員

- | | | |
|----------------|--------|---------|
| 1. 組合員平等割 | 1人 | 11,000円 |
| 2. 世帯員である被保険者割 | 1人 | 5,500円 |
| 3. 後期高齢者支援金賦課額 | 被保険者1人 | 4,600円 |

第3種組合員

- | | | |
|----------------|--------|---------|
| 1. 組合員平等割 | 1人 | 20,000円 |
| 2. 世帯員である被保険者割 | 1人 | 7,000円 |
| 3. 後期高齢者支援金賦課額 | 被保険者1人 | 4,600円 |

第4種組合員

1. 組合員事業所割

- (イ) 第4種組合員で第2種・第3種組合員を雇用する場合、事業所割保険料を賦課する。事業所割保険料は、月額10,000円とする。ただし、同一事業所に第1種組合員がいる場合を除く。

- | | | |
|----------------|--------|--------|
| 2. 組合員平等割 | 1人 | 1,000円 |
| 3. 世帯員である被保険者割 | 1人 | 7,000円 |
| 4. 後期高齢者支援金賦課額 | 被保険者1人 | 4,600円 |

2 前項の所得割の算定しがたい時は、理事会において決定する。

3 第1項の規定にかかわらず、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者が介護保険法(平成9年法律第123号)第9条第2号に規定する被保険者(以下「介護納付金賦課被保険者」という。)である場合の保険料は、組合が当該年度において納付すべき介護納付金額から国庫補助見込額を控除して、当該年度における第2号被保険者見込数及び12で除して得た額(その額に100円未満の端数があるとき、又はその額が100円未満であるときは、その端数金額又は全額を100円に切上げる。)を、介護納付金賦課被保険者1人につき毎月加算した額とする。

第18条 所得割の基本額を計算する場合において、その額に千円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満であるときはその端数金額又は全額を切捨てる。

(賦課期日)

第19条 保険料の賦課期日は、4月1日とする。

(納 期)

第20条 保険料は、毎月末日までに納付しなければならない。

(保険料の変更)

第21条 保険料の賦課期日後に、納付義務が発生した者がある場合又は組合員の世帯に属する被保険者数が増加した場合若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった場合には、当該組合員に対して課する保険料の額は、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日の属する月から、月割をもって算定した第17条の額とする。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合又は世帯に属する被保険者数が減少した場合若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった場合には、当該納付義務者に対して課する保険料の額は、その納付義務が消滅し、又は被保険者数の減少があった日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者の減少があった場合においては、その消滅し、又は減少のあった日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月の前月まで、月割をもって算定した第17条の額とする。

(納額告知)

第22条 保険料の額が決定したときは、理事長はすみやかに、これを組合員に通知しなければならない。

(督促手数料)

第23条 保険料の督促手数料は、督促状1通について100円とする。

(延滞金)

第24条 納期限までに保険料を納入しない組合員があるときは、当該保険料の額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該金額が二千円以上であるときは、当該金額（当該金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金（当該延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。）を加算して徴収する。ただし、次に掲げる場合は延滞金を徴収しない。

1. 督促状の指定期日までに、保険料を納付したとき。
2. 次条の規定により、保険料の納付期限が延長されたとき。
3. その他特別の理由があると理事長が認めた場合。

(保険料の納付期限の延長)

第25条 理事長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を納付期限内に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6ヵ月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。

1. 納付義務者がその資産について、震災、風水害、火災、落雷もしくは、これに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
2. 納付義務者がその事業又は業務を休止したとき。
3. 納付義務者がその事業又は業務につき甚大なる損害をうけたとき。
4. 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

(保険料の減免)

第26条 理事長は、災害等により生活が著しく困難なもの又は、之に準ずると認められる者に対し、その申請により保険料を減免することができる。

(未就学児に係る子育て世帯の保険料軽減)

第26条の2 毎年11月30日時点において、未就学児である被保険者が属する組合員の世帯については、当該年度の12月以降に賦課する組合員の保険料より、組合員の世帯に属する未就学児がいる世帯に未就学児一人当たり12,000円交付される未就学児世帯支援補助費を充てることとする。

(産前産後期間相当分の保険料軽減)

第26条の3 組合員の世帯に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者がある場合、出産の予定日（出産日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料を軽減する。

第6章 組 合 会

(組合会議員の定数)

第27条 組合会議員の定数は、18名とする。

(組合会議員の選挙並びに選挙区)

第28条 組合会議員は、各選挙区において選挙する。

2 選挙区の区域及び各選挙区より選挙すべき議員の数は次のとおりとする。

秋 田 市	・	・	・	・	・	5 名	能代市	・	山本郡	・	・	・	・	・	2 名
横 手 市	・	・	・	・	・	2 名	大館市	・	北秋田市	・	北秋田郡	・	・	・	2 名
由利本荘市	・	にかほ市	・	・	・	2 名	男鹿市	・	潟上市	・	南秋田郡	・	・	・	1 名
大仙市	・	仙北市	・	仙北郡	・	・	2 名	湯沢市	・	雄勝郡	・	・	・	・	1 名
鹿角市	・	鹿角郡	・	・	・	・	1 名								

3 選挙について必要な事項は、組合会の議決により定める。

(任期)

第29条 組合会議員の任期は、選挙の日の属する年の4月1日から起算して2年とする。但し、補欠議員の任期は、その前任者の残任期間とし、議員の定数に異動を生じたため、あらたに選挙された議員の任期は、現任者の残任期間とする。

(組合会の議決事項)

第30条 組合会は、「法」第27条に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

1. 特別積立金の繰替使用
2. 法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の策定及び変更
3. その他重要な事項

(組合会の種類)

第31条 組合会は、通常組合会及び臨時組合会とする。

(組合会の招集日)

第32条 通常組合会は、毎年2月か3月及び7月において理事会の議決により招集しなければならない。

第33条 臨時組合会は、必要に応じ、理事会の議決により、いつでも招集することができる。

(組合会の招集手続)

第34条 組合会の招集は、会日の1週間前まで会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を組合会議員の住所にあてて送付して行うものとする。

(緊急議決)

第35条 組合会においては、出席した議員の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。但し、「法」第27条第1項に掲げる事項については、その限りでない。

(組合会議長、副議長)

第36条 組合会議長及び副議長は各1人とし、組合会議員の選挙後、最初に開かれる組合会において互選する。

2 議長及び副議長の任期は、組合会議員の任期による。

(組合会の議事録)

第37条 組合会の議事については議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び議長の指名した議員2名が署名しなければならない。

第38条 この章に定めるもののほか選挙及び会議に関し必要な事項は別に定める。

第39条 組合会議員には、費用を弁償することができる。

2 費用弁償の額並びにその支給方法は別にこれを定める。

第7章 役 員 及 び 職 員

(役員の数)

第40条 理事の定数は7名とする。

2 監事の定数は、2名とする。

(理事長)

第41条 理事のうち1名を理事長とし、理事がこれを互選する。

2 理事長は、組合の業務を総理する。

(副理事長)

第42条 理事のうち1名を副理事長とし、理事がこれを互選する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故あるときは、その職務を代行する。

(常務理事)

第43条 理事のうち1名を常務理事とし、理事がこれを互選する。

2 常務理事は、常時組合を掌理し、理事長及び副理事長共に事故あるときはその職務を代行する。

(法令遵守(コンプライアンス)担当理事)

第43条の2 理事のうち1名を法令遵守(コンプライアンス)担当理事とし、理事がこれを互選する。

2 法令遵守(コンプライアンス)担当理事は、理事長を補佐し、法令遵守(コンプライアンス)に関する組合の業務を行う。

(役員任期)

第44条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する第61条第2項の承認を求める通常組合会の終結の時までとする。ただし、任期は3年を超えないものとし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、辞任した場合及び任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお、従前の職務を行なうものとする。

(役員選挙)

第45条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1をこえる者が欠けたときは、3ヵ月以内に、補充しなければならない。

(理事の職務)

第46条 理事は法令、規約、規則及び組合会の決議を尊重し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。

3 理事は、組合会の決議により禁止されないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(監事の兼職の禁止)

第47条 監事は、組合の理事又は職員を兼ねてはならない。

(監事の職務)

第48条 監事は、会計に関する帳簿及び書類を閲覧し、又は理事に対し、会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、その職務を行なうために特に必要があるときは、この組合の業務及び財産の状況を、監査することができる。

(報酬及び費用弁償)

第49条 役員には報酬を支給し、費用を弁償することができる。

2 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は別にこれを定める。

(役員解任)

第50条 組合員は、総組合員の5分の1以上の連署をもって、解任の理由を記載した書面を理事長に提出して、役員解任を請求することができる。

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は、監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又はこの規約及び規則に違反したことを理由として、解任を請求するときは、この限りでない。

3 第1項の規定による解任の請求があったときは、理事長はその請求を組合会の議に付し、かつ、組合会の会日から1週間前までにその請求に係る役員に第1項の書面を送付し、かつ組合会において弁明する機会を与えなければならない。

4 第1項の規定による解任の請求について、組合会において組合会議員の半数以上が出席し、その過半数の同意があったときは、その請求に係る役員はその職を失う。

(職員)

第51条 この組合に次に掲げる職員を置く。

1. 事務長……………1名
2. 事務員……………若干名

3. 前各号以外の職員……若干名
- 2 事務長は、理事会の同意を得て、理事長が任免する。
- 3 事務長は、職員を統轄し、理事会の決定に従い、この組合の事務を誠実にこなわなければならない。
- 4 職員は、理事長が任免する。
- 5 職員は、事務長の事務を補佐する。
- 6 職員の給与は、別に定める規程により理事会で定める。

第8章 理 事 会

(理事会の招集)

第52条 理事会は必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

- 2 理事会の招集は、会日の1週間前までに、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を各理事に送付して行うものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。
- 3 理事全員の同意があるときは、前項の招集手続を省略して理事会を開くことができる。

(理事会の決定事項)

第53条 理事会においては、次に掲げる事項について決定する。

1. 組合会の招集及び組合会に提出する議案。
2. 組合業務運営の具体的方針の決定。
3. 業務執行に関する事項で、理事会において必要と認める事項。
4. その他この規約に定める事項。

(理事会の議事)

第54条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的たる事項について、書面により理事会の議事に加わることができる。
- 3 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる理事は、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第55条 理事会の議事については、議事録を作成して、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事2名が署名しなければならない。

第9章 業務の執行及び会計

(規約その他書類の備付及び閲覧)

第56条 理事は、規約及び組合会の議事録を事務所に備えて置かななければならない。

- 2 組合員は、いつでも理事に対し、前項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(経費の支弁)

第57条 組合の経費は、次の各号に掲げるものをもって支弁する。

1. 保険料及び利用料
2. 補助金
3. 寄付金その他の収入

(特別会計)

第58条 この組合は、組合会の議決を経て特別会計を設けることができる。

- 2 特別会計に関して必要な事項は、別にこれを定める。

(積立金)

第59条 組合は、毎年度において、収入支出の決算上、剰余を生じたときは、国民健康保険法施行令(昭和33年政令 第306条2号)に定められた積立金のほかに準備金を積立てることができる。

(財産の管理)

第60条 この組合の財産の管理は、次の各号に掲げるところによる。

1. 有価証券は、确实なる金融機関に保護預けとし、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。
2. 積立金は、金融機関に預入れ、又は理事会の議決を経た方法によること。
3. 現金は金融機関に預入れること。
4. 前各号以外の財産の管理は、組合会の議決を経て定めた方法によること。

(残余財産の帰属)

第60条の2 法第32条第1項第1号の規定により組合を解散しようとするときは、組合のすべての債務の清算を経た後、その清算の明細及び残余財産の処分については、組合会に諮り議決しなければならない。

- 2 残余財産の帰属は、組合の母体団体である一般社団法人秋田県歯科医師会へ寄付するものとする。
- 3 前第2項の規定にかかわらず、組合会の議決により、残余財産を原資に組合員を対象とした新規事業を発足させるときは、その残余財産はその事業に投下することもできるものとする。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第61条 理事は、通常組合会の会日の1週間前までに、事業報告書、財産目録、及び収支決算書を監事に提出し、かつこれらの書類を事務所に備えておかなければならない。

- 2 理事は、監事の意見を添えて、前項の書類を通常組合会に提出し、その承認を求めなければならない。
- 3 組合員は、いつでも理事長に対し、第1項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧)

第62条 組合員は、総組合員の3分の1以上の同意を得ていつでも理事に対し、会計に関する帳簿、及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

第10章 支 部

(支 部)

第63条 組合に支部を置くことができる。

- 2 支部に関して必要な事項は、理事会において別にこれを定める。

第11章 雑 則

(規則及び規程)

第64条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関して必要な事項は、理事会の議決により、規則又は規程をもって別にこれを定める。

第12章 罰 則

第65条 組合は、組合員が「法」第22条の規定において準用する「法」第9条第1項、若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は法第22条の規定において準用する法第9条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められて、これに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過怠金を課する。

第66条 組合は組合員又は組合員であった者が正当な理由なしに、「法」第113条の規定により、文書その他の物件の提出若しくは、提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過怠金を課する。

第67条 組合は、偽りその他不正の行為により、保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過怠金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を課する。

第68条 前3条の過怠金の額は、情状により理事長が定める。

第69条 第65条から第67条までの過怠金を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して10日を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、昭和48年4月1日から施行する。

(規約の廃止)

2. 秋田県歯科医師国民健康保険組規約昭和35年10月1日制定は廃止する。

(組合員に関する経過規定)

3. この規約施行の際、現に組合員である者は、この規約の規定により加入したものとみなす。

(延滞金の割合の特例)

4. 第25条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が、年7.3パーセントの割合に満たないときは、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

附 則

1. この改正規約は昭和50年4月1日より施行する。

附 則

1. この改正規約は昭和51年4月1日より施行する。

附 則

1. この改正規約は昭和52年4月1日より施行する。

附 則

1. この改正規約は昭和52年10月1日より施行する。

附 則

1. この改正規約は昭和53年4月1日より施行する。

附 則

1. この改正規約は昭和53年7月30日より施行する。

附 則

1. この改正規約は昭和53年8月1日より施行する。

附 則

1. この改正規約は昭和54年4月1日より施行する。

附 則

1. この改正規約は昭和55年4月1日より施行する。

附 則

1. この改正規約は昭和56年4月1日より施行する。

附 則

1. この改正規約は昭和57年4月1日より施行する。

附 則

1. この改正規約は昭和58年2月1日より施行する。

附 則

1. この改正規約は昭和58年4月1日より施行する。

附 則

1. この改正規約は昭和59年4月1日より施行する。

附 則

1. この改正規約は昭和59年4月26日より施行する。

附 則

1. この改正規約は昭和61年4月1日より施行する。

附 則

1. この改正規約は昭和61年9月1日より施行する。

この規約施行の際現に会員でない歯科医師が第1種組合員となっている組合員は、昭和62年4月1日より第3種組合員として適用する。保険料、葬祭費、傷病手当金、人間ドックについては従前の例による。

附 則

1. この改正規約は、昭和62年4月1日より施行する。

附 則

1. この改正規約は、昭和63年4月1日より施行する。

附 則

1. この改正規約は、昭和63年8月1日より施行する。

附 則

1. この改正規約は、平成2年4月1日より施行する。

附 則

1. この改正規約は、平成2年10月1日より施行する。

附 則

1. この改正規約は、平成3年4月1日より施行する。

附 則

1. この改正規約は、平成4年4月1日より施行する。

附 則

1. この改正規約は、平成5年4月1日より施行する。

附 則

1. この改正規約は、平成6年4月1日より施行する。

附 則

1. この改正規約は平成6年12月3日国民健康保険法第25条（理事の専決処分）により改正し、平成6年10月1日から施行する。ただし、第4章の章名の改正規程及び第15条から第17条までの改正規約は、平成7年4月1日から施行する。
2. 第11条の出産の日が施行日前である被保険者の出産に係る給付については、なお従前の例による。

附 則

1. この改正規約は、平成9年3月1日より施行する。

附 則

1. この改正規約は、平成9年4月1日より施行する。

附 則

1. この改正規約は、公布の日から施行する。
ただし、第10条第1項1号から2号、第14条の改正規定は平成10年4月1日から施行する。
2. 新規約第11条第2項の規定は、平成9年4月1日から適用する。
3. 第10条2の規定は、平成9年9月1日から適用する。

附 則

1. この規約は、平成12年4月1日から施行する。
2. この規約による改正後の秋田県歯科医師国民健康保険組合理約（以下「新規約」という。）第18条及び第22条の規定は、平成12年度以後の保険料について適用し、平成11年度以前の保険料については、なお従前の例による。
3. 新規約第65条の規定は、この規約の施行日前にした行為及び介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第37条において従前の例によることとされる場合におけるこの規約の施行日後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
4. 新規約第66条の規定は、この規約の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

1. この改正規約は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

1. この改正規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1. この改正規約は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

1. この改正規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1. この改正規約は、平成17年7月23日から施行する。

附 則

1. この改正規約は、平成18年4月1日から施行し、規約第11条は平成18年10月1日から適用する。

附 則

1. この改正規約は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

1. この改正規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1. この改正規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1. この改正規約は、平成21年1月1日から施行する。
2. 施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険組合規約第11条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則

1. この改正規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1. この改正規約は平成21年7月25日から施行する。ただし、この規約による附則第4項の規定については、平成21年10月1日から施行し、第25条及び附則第5項の規定については、平成22年1月1日から施行する。
2. この規約による改正後の国民健康保険組合規約第25条及び附則第5項の規定は、この規約の施行の日以後に納期限の到来する国民健康保険組合の保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限又は、納付期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

附 則

1. この改正規約は、平成22年12月1日から施行する。
ただし、月遅れ請求及び過誤調整により平成22年11月以前の診療費に係る療養付加金については、なお従前の例による。

附 則

1. この改正規約は、平成23年2月5日から施行する。

附 則

1. この改正規約は、平成23年4月1日から施行する。
2. 施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険組合規約第11条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則

1. この改正規約は、平成23年7月30日から施行する。

附 則

1. この改正規約は、平成24年4月1日から施行する。
ただし、月遅れ請求及び過誤調整により平成24年3月以前の診療費に係る療養付加金については、なお従前の例による。

附 則

1. この改正規約は、平成25年4月1日から施行し、第6条第1項の規定については、一般社団法人秋田県歯科医師会が登記した平成25年3月1日から適用する。

附 則

1. この改正規約は、平成25年7月27日から施行する。

附 則

1. この改正規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1. この改正規約は、平成27年1月1日から施行する。
2. 施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険組合規約第11条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則

1. この改正規約は、平成28年1月1日から施行する。
2. この規約の施行日前にこの規約による改正前の秋田県歯科医師国民健康保険組合規約第7条第1項の規定によりされている加入の申込は、この規約による改正後の秋田県歯科医師国民健康保険組合規約第7条第1項の規定によりされた加入の申込とみなす。

附 則

1. この改正規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1. この改正規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1. この改正規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1. この改正規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1. この改正規約は、秋田県知事の認可を受けた日から施行する。

附 則

1. この改正規約は、令和2年4月1日から施行する。
2. 施行日前に、療養のため業務に従事することができない被保険者である組合員に係る傷病手当金の額並びに支給期間については、なお従前の例による。

附 則

1. この改正規約は、認可の日から施行し、平成28年9月1日より適用する。

附 則

1. この改正規約は、認可された日から施行し、改正後の第13条の2から第13条の4までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から理事長が定める日までの間に属する場合に適用することとする。

2. 改正後の第13条の2から第13条の4までの規定により算定された傷病手当金の額が、第13条に定める額を下回ったときは、その差額分を支給する。

附 則

1. この改正規約は、認可された日から施行する。

附 則

1. この改正規約は、令和4年1月1日より施行する。
2. 施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険組合規約第11条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則

1. この改正規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1. この改正規約は、令和4年7月30日から施行する。

附 則

1. この改正規約は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1. この改正規約は、認可の日から施行し、令和4年4月7日から適用する。

附 則

1. この改正規約は、令和6年1月1日から施行する。
2. 改正後の規約第26条の3の規定は、令和5年度分の保険料のうち、令和6年1月以後の期間に係るもの、及び令和6年度以後の保険料について適用する。

附 則

1. この改正規約は、令和6年4月1日から施行する。